

随意契約に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
委託研究 迅速な災害復旧等に向けた時系列・三次元モデルを用いた国土履歴のAI判別	森林総合研究所 所長 丹下 健 (茨城県つくば市松の里1)	令和8年6月17日	(株)ジオ・フォレスト (長野県上伊那郡南箕輪村8857-1) 7100001035301	会計規程第40条第1項第1号 本事業は内閣府からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	2,500,000	—	—	—	—	—	
委託研究 迅速な災害復旧等に向けた時系列・三次元モデルを用いた国土履歴のAI判別	森林総合研究所 所長 丹下 健 (茨城県つくば市松の里1)	令和8年6月17日	五大開発(株) (石川県金沢市黒田1丁目35) 6220001002777	会計規程第40条第1項第1号 本事業は内閣府からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	2,500,000	—	—	—	—	—	
委託研究 迅速な災害復旧等に向けた時系列・三次元モデルを用いた国土履歴のAI判別	森林総合研究所 所長 丹下 健 (茨城県つくば市松の里1)	令和8年6月17日	アジア航測(株) (東京都新宿区西新宿6丁目14番1号) 6011101000700	会計規程第40条第1項第1号 本事業は内閣府からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	3,850,000	—	—	—	—	—	
委託研究 迅速な災害復旧等に向けた時系列・三次元モデルを用いた国土履歴のAI判別	森林総合研究所 所長 丹下 健 (茨城県つくば市松の里1)	令和8年6月17日	岐阜県森林研究所 (岐阜県美濃市曾代1128-1) 4000020210005	会計規程第40条第1項第1号 本事業は内閣府からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	2,500,000	—	—	—	—	—	
委託研究 迅速な災害復旧等に向けた時系列・三次元モデルを用いた国土履歴のAI判別	森林総合研究所 所長 丹下 健 (茨城県つくば市松の里1)	令和8年6月17日	国立大学法人新潟大学 (新潟県新潟市西区五十嵐2の町8050番地) 3110005001789	会計規程第40条第1項第1号 本事業は内閣府からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	2,500,000	—	—	—	—	—	
委託研究 迅速な災害復旧等に向けた時系列・三次元モデルを用いた国土履歴のAI判別	森林総合研究所 所長 丹下 健 (茨城県つくば市松の里1)	令和8年6月17日	石川県立大学 (石川県野々市市末松1-308) 5220005004523	会計規程第40条第1項第1号 本事業は内閣府からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	2,500,000	—	—	—	—	—	
委託研究 迅速な災害復旧等に向けた時系列・三次元モデルを用いた国土履歴のAI判別	森林総合研究所 所長 丹下 健 (茨城県つくば市松の里1)	令和8年6月25日	グリーン航業(株) (東京都千代田区二番町5番地5) 6010001015255	会計規程第40条第1項第1号 本事業は内閣府からの委託事業であり、再委託先及び研究課題も承認されているため	—	5,000,000	—	—	—	—	—	

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称、住所及び法人番号	随意契約によることとした業務方法書又は会計規定等の根拠規定及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
普通乗用自動車（2台）再リース	森林総合研究所 関西支所長 小林 政広 （京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎68）	令和8年6月30日	ニッポンレンタカー関西（株） （京都府京都市南区東九条室町64番地） 6130001046081	会計規程第40条第1項第1号契約事務取扱要領「随意契約の基準」1-(2)-ス 現に履行中の賃貸借物件を、当該契約期間満了後に引き続き借り受けるとき	—	2,560,800	—	—	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。
（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。